

『虐待かも?』と思ったら相談を!

地域の中で「気になる、心配だ」と感じる高齢者が身の回りにいませんか。虐待のほとんどは、家庭の中で起こっています。特に身体的虐待は命に関わり、少しのつもりでやったことが内出血や骨折などの大きなけがになってしまうことがあります。

また、病気や介護の知識がないまま無理に痛みを伴う動きをさせてしまい、自覚のないまま虐待していることもあります。



なぜ虐待が起こるのか

虐待が起こる背景は、さまざまな要因が重なっています。

高齢者の場合は認知機能の低下により怒りっぽくなって家族とぶつかってしまう、加齢によって思うように体が動かなくなる、介護者の場合は介護による疲れ、生活上のストレス、家計が苦しくて余裕がないなどが要因になっていることもあります。

高齢者虐待の種類

分類	具体例
身体的虐待	平手打ち、つねる、殴る、蹴る、食事を無理に口に入れる、薬を過剰に飲ませる、ベッドに縛りつけるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、侮辱する、無視する、失敗を嘲笑するなど
介護・世話の放棄・放任	食事や水分を十分に与えない、入浴させない、長時間おむつ交換しない、適切な医療・介護サービスの制限や拒否など
性的虐待	排泄に失敗した時など、懲罰的に下半身をあらわにして放置する、キスをする、性器への接触、性交渉の強要など
経済的虐待	日常生活に必要なお金を渡さない、年金・預貯金の無断使用、本人の不動産の無断売却など

虐待は、いかなる場合でもしてはいけない行為です

もし起きてしまった場合は、繰り返されないよう高齢者だけでなく、介護者への支援が必要です。もし「虐待かもしれない」と心配な様子があったときは、1人で悩まず住んでいる地域の地域包括支援センターへ相談してください。相談者の秘密は守られます。

問い合わせ

地域包括支援センター	はつかいち西部	☎⑩9066
	はつかいち中部	☎⑩4580
	はつかいち東部	☎⑩9158
	さいき(佐伯・吉和)	☎⑩2828
	おおの(大野・宮島)	☎⑩0251

人権に関する相談・イベント情報

◆人権擁護委員による相談

詳細は、人権擁護委員協議会まで電話 ☎⑩2165 (火・金曜日9時～16時) または市ホームページを確認してください。



市ホームページ▲

とき	ところ
12月1日(月)13時～16時	宮島福祉センター
12月4日(木)10時～15時	あさはらまちづくり交流センター
12月7日(日)10時～15時	佐方市民センター 四季が丘市民センター
12月8日(月)10時～15時	吉和福祉センター
12月10日(水)10時～15時	大野支所

◆広島法務局の人権相談

- ・みんなの人権110番 (人権に関する困り事など) ☎0570(003)110
- ・こどもの人権110番 (いじめ、虐待、子育てなど) ☎0120(007)110
- ・女性の人権ホットライン (夫やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど) ☎0570(070)810

開設日時 月～金曜日 (祝・休日を除く)
8時30分～17時15分

人権問題啓発活動推進者育成研修会 「タイ北部国境の子どもたち」

図 佐方会館 ☎⑩5960

タイ北部で長年ストリートチルドレンの支援に関わってきた出羽明子さん(廿日市市出身)が子どもたちの現状、活動を通しての思いをお話します。

とき 11月5日(水)13時30分～15時

ところ 佐方会館



ふれあい人権フェスタ

2025

図 人権・市民生活課 ☎⑩9136

人権作品の入選者の表彰と元NHKエグゼクティブアナウンサーの杉浦圭子さんの講演があります。

(手話通訳・要約筆記あり)

とき 12月6日(土)14時～ (13時30分開場)

ところ ウッドワンさくらびあ大ホール

演題 「ヒロシマを知り、今を生きる」

定員 900人 (当日先着順)

その他 託児や車椅子席、要約筆記の見やすい席を希望する場合は、11月28日(金)までに人権・市民生活課まで電話で申し込んでください。



▲杉浦圭子さん



広島県知事選挙の投票日です



図 廿日市市選挙管理委員会事務局 ☎⑩9228

佐伯支所 (選挙担当) ☎⑩1112

吉和支所 (選挙担当) ☎⑩2112

大野支所 (選挙担当) ☎⑩2005

宮島支所 (選挙担当) ☎⑩42000

投票日 11月9日(日)

投票できる人

次の要件を全て満たす人

- ・平成19年11月10日以前に生まれ、日本国籍を有する人
- ・令和7年7月22日以前に本市に転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人

※本市から県内の他の市区町へ住所移転し、引き続き広島県の区域内に住所を有している場合は、本市の元の住所地の投票所で投票できます

※7月23日以降に、県内の他の市区町から本市に転入の届け出をした人で、転入前のいずれかの市区町の選挙人名簿に登録されている人は、原則、名簿登録地での投票となるので、名簿登録地の市区町へ問い合わせてください

※7月23日以降に県外から転入した人や投票日までに県外に転出した人は投票できません

詳しくは、市ホームページを確認してください▶



開票

とき 11月9日(日)21時10分～

ところ 阿品台東小学校体育館

投票日に投票に行けないときは

■期日前投票を利用してください

投票日に仕事や旅行、病気、用事などで投票に行けない人は、期日前投票ができます。

期日前投票は、6カ所のどの投票所でも投票できます。また、土・日曜日および祝日も投票できます。

とき	ところ
10月24日(金)～11月8日(土)	8時30分～20時 市役所7階会議室
11月1日(土)～8日(土)	8時30分～20時 佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所
	10時～20時 ゆめタウン廿日市2階廿日市市民ホール